

○ 茨城県警察署分庁舎の設置に関する規則

平成27年2月26日
公安委員会規則第2号

〔沿革〕 令和元年12月公安委員会規則第6号改正

茨城県警察署分庁舎の設置に関する規則を次のように定める。

茨城県警察署分庁舎の設置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、警察署の分庁舎（以下「分庁舎」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 分庁舎を設置する警察署並びに分庁舎の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

警察署	名称	位置
ひたちなか警察署	那珂湊警察センター	ひたちなか市田中後
つくば警察署	つくば北警察センター	つくば市北条

(委任)

第3条 この規則の実施に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年12月19日公安委員会規則第6号抄）

(施行期日)

第1条 この規則は、令和2年3月2日から施行する。